＜市川市道路管理課からのお願いです＞

道路（公道）に看板や鉢植えなどの私物を



置くことは非常に危険です！！

子どもやお年寄りなどの歩行者が

“つまずいたり”“ぶつかったり”して

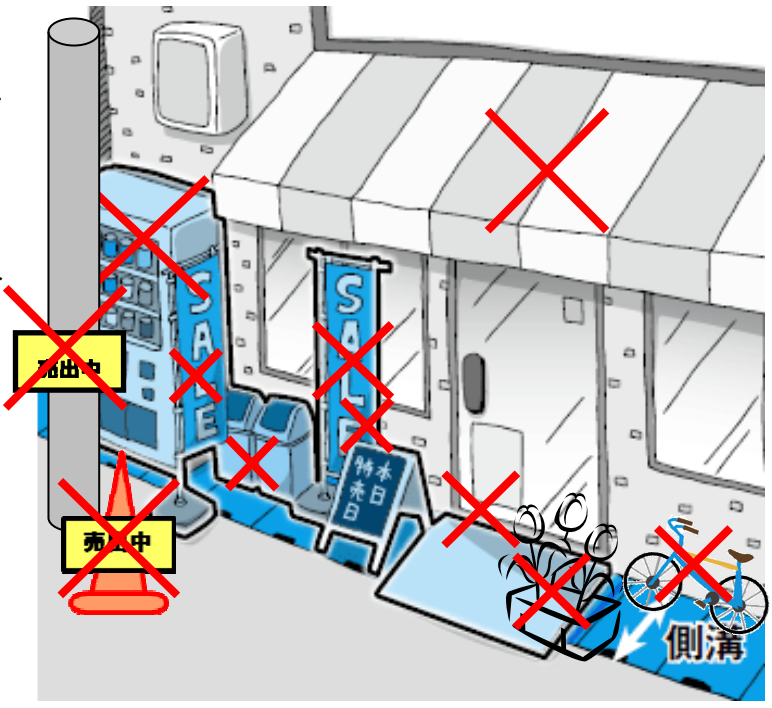
“ケガ”のもとになりますので止めましょう。

道路（側溝含む）上への私物設置は道路法違反です！！

私物設置が原因の事故は設置者が責任を問われる可能性があります。

道路（公道）には、電柱や工事用足場など道路占用許可を受けたものを除き、私物を置くことはできません。

市川市では、これまでも不法占用物について撤去の指導を行ってきましたが、店先や宅地前の道路上に**看板・のぼり旗・鉢植え**、駐車場等の出入口には**乗り上げブロック・鉄板**などが置かれている箇所がまだ多く見られます。



これらは、道路の利用や道路施設の維持管理に支障を及ぼすことから「私物を置く行為」は道路法で禁止されています。

道路の安全な利用のため、皆様のご協力をお願いいたします。

問合せ先：市川市道路管理課　審査占用担当
TEL 047-712-6345